

○杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期の特例に関する要綱

平成20年8月25日告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に関する要綱（平成17年杵築市告示第50号）に関し、競争入札参加資格者の資格の特例を次のように定める。

(競争入札参加者の資格の特例)

第2条 合併、会社分割又は営業譲渡（以下「合併等」という。）により、競争入札参加資格者の再認定（以下「再認定」という。）の手続きを行い、新たに競争入札参加資格の等級の格付けを受けた者（以下「合併等をした者」という。）は、杵築市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に関する要綱第2条の2本文の規定にかかわらず、合併等をした者が有する等級又はその直近下位の等級に係る競争入札に参加することができる資格を有するものとする。

(資格の特例となる合併等)

第3条 前条の競争入札参加者の資格の特例の対象となる合併等は、競争入札参加資格の等級の格付け（最下位等級への格付けを除く。）をされた業種が同一である競争入札参加資格者（市内に建設業法上の本店を有する者に限る。）が行う合併等とする。

(資格の特例期間)

第4条 第2条の規定による合併等をした者の資格の特例は、再認定により新たに格付けを受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日まで効力を有するものとする。

(再認定)

第5条 再認定の手続きについては、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年9月1日から施行する。